

開催年月日 令和3年9月7日(火)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答 弁 者 地域支援担当局長 佐々木 幸子
 療養体制担当課長 保崎 正弥
 地域支援担当課長 松田 彰仁

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 新型コロナウイルス感染症対策について 始めにまずマスクについて説明します。布マスクだから心配だと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、間に不織布をちゃんと挟んでおりますので、三重マスクになっておりますので、ご心配なく質問させていただきたいと思えます。</p> <p>(一) 感染を抑止できなかった原因等について 本道では蔓延防止等重点措置による効果がないまま、緊急事態宣言に移行して、特定措置地域が、8市2町村となっております。デルタ株への移行です。ね、感染速度が上がって、感染拡大が抑制できなかったわけですけれども、これまでは、飛沫や接触が感染経路と考えられてきましたが、最近ではエアロゾル感染が指摘をされ始めております。それぞれとるべき対策が異なってくる訳ですけれども、最新の知見に基づいて、効果的対策へと見直ししていくことが必要だと考えます。感染経路の最新の知見に対する道の認識と、それに基づいてどのように対策を講じていくのか、見解をはじめに伺います。</p> <p>(二) 換気対策の強化について 今、換気的重要性などが答弁されたわけですけれども、昨年この時期というのは、非常に窓を開けやすい環境にあったのと、デルタ株ではなかった影響もあると思うんですけれども、感染が減少してきていました。今年は様相が一変しているわけです。先月確認しましたように、福祉施設や学校、事業所での感染拡大に特徴があるわけです。換気的重要性については、これまでも指摘してきたとおり、自宅や社会福祉施設の感染の広がり状況を踏まえて、対策を効果的にとっていく必要があると考えます。経済部所管ですけれども、飲食店に関しては、換気の他に、ウイルス対策に効果的な機材などへの支援も始めている訳ですけれども、道としてですね、これから換気が難しくなる冬季に向けどのように考えているのか伺います。</p> <p>【指摘等】 灯油が上がっていますから、暖房費との兼ね合いです。ね、換気を渋る場合がありますけれども、効果的な暖房と併せてですね、換気が重要ということで普及啓発をしていただきたいと思います。</p> <p>(三) 疫学調査等の促進について 陽性確認後、自宅で待機している方が急増し、い</p>	<p>【地域支援担当課長】 (地域支援班) 感染防止対策についてであります。報道などによりますと、感染経路については、様々な見解があると承知しておりますが、現在、国では、新型コロナウイルス感染症の感染経路として、飛沫感染と接触感染を主な要因であるとしているところでございます。道といたしましては、感染経路が、飛沫感染に加え、いわゆるエアロゾル感染であった場合でもマスクの着用のほか、換気の徹底が有効と考えておりますが、今般の感染拡大時における感染事例の中には、マスクの着用などが不十分な事例ですとか、換気の悪い場所で、同居者以外の親族や友人等と多人数で会食するなどの事例が見られたことから、基本的な感染防止対策のより一層の徹底について、あらゆる機会を通じて呼びかけるなど、感染拡大抑止に向けた取組を積極的に進めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>【地域支援担当課長】 (地域支援班) 換気対策についてでございますが、冬季間の寒さが厳しい本道におきましては、換気が不十分となる恐れがありますことから、施設や事業所、学校をはじめ、各ご家庭におきましても、暖房器具を使用しながらの常時換気や人がいない部屋の窓を開け、新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れる二段階換気など、できる限り工夫を凝らしまして、換気に取り組んでいただくことが、感染リスクの低減のために重要であると考えております。改めて、マスクの着用などの基本的な対策に加え、室内の換気につきましても、機会あるごとに、道民の皆様にも、広く周知を図っていくと考えてございます。</p> <p>【地域支援担当課長】 (地域支援班) 積極的疫学調査についてでございますが、道で</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>まやっと減少傾向になってきました。検査結果が出てから疫学調査を行い、療養先が決まるまで何日もかかる状況もありました。その間の健康観察や家庭内のゾーニング確認、それから感染予防のため外出できないことへの生活支援の確認と消毒の仕方など、初期対応も十分なされる必要があると考えます。道が実施している見回り隊やっているんですけどもね、私はこういうことよりも、疫学調査を行う人員の確保や健康観察、生活支援にこそ人の配置が必要ではないかと考える訳ですが、疫学調査等の促進についてどのようなお考えか伺います。</p> <p>再一（三）疫学調査等の促進について</p> <p>積極的疫学調査に努めるということで、まあ数日以内に調査が終わるといことなんでしょうけれども、そのあとやはり療養調整に時間を要するわけです。先月8月3日の質問で、その日ちょうど菅首相がですね、重症以外は自宅療養、中等症でも自宅療養だという方針が示されました。同じ日にですね、厚労省の新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、事務連絡があったと承知をしております。で、そのなかで、入院させる必要がある患者以外は自宅療養を基本とし、家庭内感染のおそれや自宅療養ができない事情がある場合に、宿泊療養を活用するというところで、自宅療養が基本だという方針が、この事務連絡のなかで示された訳です。しかしながら、3日の道の答弁では、感染症対策局長の答弁として、医師が国の通知のもと、患者の方々の個々の症状に基づいて判断をし入院勧告をするものだというふうに、定則を述べられております。また、感染症対策時の対応として限定した対応としてですね、宿泊療養に平行して自宅療養を道は進めてきたと、支援体制の構築に努めているんだというふうに答弁をされているわけです。ところが、国の事務連絡が新たに出たわけですけど、このなかでは、その自宅療養が原則だというようなことが示されているわけで、国の通知に基づいて医師が判断するといった場合、この通知が優先されて、これまでの道の方針が転換をされてしまうのではないかと懸念をされる所ですけども、あくまでも個々の症状にあわせて、医師が判断をしていくとこの立場に道の立場が変わっていないのかどうかこの点だけ確認したいと思っておりますので、お答え願います。</p> <p>【指摘等】</p> <p>医療提供体制の構築に不断に取り組むという答弁はあったんですけども、急激な感染拡大に対して、なかなかそれが追いついていないということですが、今後ですね、そうした医療提供体制とそれから保健所の人員強化等についてはですね、やはり考え直して、削減方針を撤回をしてですね、やっぱり</p>	<p>は、感染症法の下、濃厚接触者の速やかな特定や、療養される患者の方々への適切な支援に資するため、陽性判明後、当日又は翌日までに速やかに積極的疫学調査を実施しているところでございます。</p> <p>こうした中、道では、感染拡大時には、積極的疫学調査をはじめ、検査の実施に係る各種調整や自宅療養者の健康観察、濃厚接触者の経過観察等の業務が過重な状態となりますことから、保健所の保健師が専門的業務に専念できますよう、所内の応援体制はもとより、会計年度任用職員の更なる増員や本庁や振興局の応援派遣職員に協力いただくなどしながら、保健所の実働体制の強化を図ってきたところであり、今後とも、積極的疫学調査をはじめとする感染拡大防止業務を迅速かつ効果的に進めることができるよう、地域の感染状況を踏まえながら、柔軟に、機能の充実・強化に努めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>【地域支援担当課長】（地域支援班）</p> <p>自宅療養についてであります。道では、新型コロナウイルス感染症発生した際には、限られた医療資源を重症者や重症化リスクの高い方に適切に提供することができますよう、医師が、患者の症状に基づき判断した上で、入院の必要な患者に対しましては勧告を行い、入院を要しないとされた軽症者や無症状の方々については、宿泊療養又は自宅で療養することとしておりまして、なお、自宅で療養される方には、食料や日用品の配布のほか、全員にパルスオキシメーターを貸与していただいております。</p> <p>なお、自宅で療養中に症状が悪化するリスクを常に想定しまして、保健所が毎日、健康観察を行った上で、患者の方の状態の悪化を早期に探知しまして、必要に応じて、入院や在宅医療に速やかに繋げることが重要であると考えておりますので、道といたしましては、関係団体や地域の医療機関と連携し、自宅で療養される方の医療提供体制の構築に不断に取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>充実をさせていく方向にしていきたいと思います、これは別の機会に議論したいと思っておりますけれども、そのように考えております。</p> <p>（四）宿泊療養施設の安全な管理運営について 道が旭川市内に開設している宿泊療養施設に、外部から無断で侵入する事案が起きたと報道されました。事実関係の詳細は不明なんですけれども、外部から施設への侵入が可能とあっては、入所している方々が、安心して療養できないばかりか、感染を広げてしまうリスクや防犯上も問題があると考えます。道は、ホテル運営にノウハウを持つということで、事業を事業者へ委託しておりますけれども、この委託事業者の責任というものが大きいとことは言うまでもありません。こうした事態を二度と生じないよう、道として、宿泊療養施設をしっかり運営する必要があります。道の対応を伺います。</p> <p>【指摘等】 しっかり対応していただきたいと思っております。</p> <p>（五）ポストコロナのフォローについて コロナ感染から退院したり、宿泊療養施設から退院した後もですね、肺炎の症状や全身の症状が続いて、治療や診察が必要な場合、医療機関へのアクセスが必要となります。また、働けない状態等の場合ですね、治療費負担も重くなるわけです。今もポストコロナの治療は確立していない状況にはありますけれども、退院、退所後も必要な治療をうけて、相談できるようにすることが極めて大切になっていると考えます。大変、療養を終了した方が増えている中で、このポストコロナのフォローに道としてどのように取り組んでいくのか、伺っておきたいと思っております。</p> <p>【指摘等】 せっかく、コロナから回復されて、日常生活を取り戻せると、そういう気持ちで過ごそうと思ったら、やっぱりこのポストコロナの症状に悩まされる方もかなりいらっしゃるというふう聞いております。今、適切な医療等が提供できる体制構築を進め</p>	<p>【療養体制担当課長】（療養体制班） 宿泊療養施設の管理運営についてでございますが、道では、今回の事案発生を受け、関係振興局を通じて、宿泊療養施設の管理運営業務受託事業者に対し、安心安全な施設運営に資するよう、施設の出入口への立入禁止の掲示や、施錠の徹底、感染防護に留意した上での見回りの実施など、きめ細やかな対策を指示したほか、施設入所者に対しましても、入所の際の同意書で、療養生活のルールや、違反行為への対応等について、改めて、確認させるなど、その徹底を求めたところでございます。また、道では、今後の安心安全な施設運営に向け、本事案の詳細を把握し、適切な再発防止策を講じる必要があると考えていることから、受託事業者と協力し、警察に被害届を提出したところであり、今後の捜査状況なども踏まえながら、改めて、再発防止策を検討するなどし、宿泊療養施設に入所する方々が、安心安全な療養生活を送れるよう、引き続き、取組を徹底してまいりたいと考えてございます。</p> <p>【地域支援担当局長】（地域支援班） 療養後の支援についてでございますが道では、これまでも、療養を終えられた方に対しまして、保健所から、療養後の生活上の留意点を書面でお知らせしますほか、保健師等が電話等により、きめ細かな保健指導を行うとともに、症状の訴えがある場合には必要な相談に応じ、症状によりましては、医療機関への受診を促すなど、お一人お一人の立場に立ちました丁寧な対応に努めてきたところでございます。</p> <p>また、道民の皆様にも、この感染症の基本的な理解を深めていただくとともに、療養後も症状に悩まれている方々の相談に迅速かつ適確に対応できますよう、よく出現する症状や相談窓口を記載しましたチラシを作成し、市町村、教育機関、事業所団体などに配布するとともに、道のホームページに掲載するなど、積極的な情報発信に努めてきているところでございます。道としましては、今後とも、こうした取組に加えまして、医師会や地域の医療機関とも緊密に連携し、国の動向や最新の知見等も踏まえまして、必要に応じた適切な医療等が提供できる体制の構築を地域とともに進めるなどしながら、療養後の症状に悩む方々への支援に努めてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p> るとの話でしたけれども、やはり国とも連携しながら、どういうふうな治療法が効果があるのか、しっかりですね、情報共有しながら、医師会とも連携してですね、適切な治療で、早く一日でも早く日常生活を取り戻して元気に生活できるような体制を作れるように、道として支援をすることをお願いを申し上げまして質問を終わります。 </p>	